

薬物療法専門薬剤師 Q&A ver.10

＜申請要件に関して＞

Q1：薬物療法専門薬剤師の新規申請要件「薬剤師としての実務経験を5年以上有すること」の「実務経験」とはどのような内容を指すのか？

A1：薬剤師資格を活用して、医療機関で従事した経験及びその期間を指します。例えば、病院・薬局などにおいて患者やその家族、医療スタッフとの関りをもった従事経験が該当します。

Q2：薬物療法専門薬剤師新規申請の際に使用したクレジットは、同時に申請する他の専門薬剤師制度の申請では使用できないのか。

A2：クレジットは複数の申請で使用可能です。

Q3：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。薬物療法専門薬剤師新規申請要件である学会発表2回のうち1回を満たしたことについてもよいのか？

A3：本学会の専門薬剤師制度における学会発表とは、研究実績を発表したものであり、一般演題（口頭発表、ポスター発表）が該当します。そのため、医療薬学会年会のシンポジウム（公募・指定シンポジウム、各種講演など）での発表は、学会発表の要件には該当いたしません。ただし、クレジット（研修単位）における発表実績の単位としては認められます（Q&A4参照）。

また、他学会の年会・学術集会等での発表についても同様の扱いになりますが、プログラムや発表要旨から口頭発表または指定発表（依頼発表）の該当性の判断が付きづらい場合には、委員会で判断します。

Q4：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。単位が認められるのか？

A4：医療薬学会年会のシンポジウムでの発表は、オプションの単位として筆頭であれば5単位、共同発表であれば2単位が認定されます。

Q5：薬物療法専門薬剤師は論文査読を行っても単位にならないのか？

A5：薬物療法指導薬剤師であれば単位になります。薬物療法専門薬剤師では論文査読を行っても単位になりません。

Q6：医療薬学誌の査読を行った。査読論文は不採択になった場合でも単位が認められるのか？

A6：不採択でも単位は認められます。

Q7：薬物療法専門薬剤師の申請で使用した症例は、がん専門薬剤師の症例と重複してもよいのか？

A7：重複は認められません。

Q8：薬物療法専門薬剤師更新申請の際に提出する20症例についても、領域や症例数の制限はあるのか？

A8：更新の場合、領域や症例数の制限はありません。

Q9：症例報告であっても、査読を経て学術誌に掲載されたものであれば、学術論文の単位として認められるのか？

A9：単位として認められます。

Q10：非会員であった時の論文や学会発表は、実績としては無効でしょうか？

A10：非会員時の論文や学会発表も実績として有効です。

Q11：講習会・集合研修、学会発表の単位の概要を知りたい。

A11：下記の通り。

研修会等の種類		参 加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会	10単位	5単位	2単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義	15単位		
3	がん専門薬剤師集中教育講座	15単位		
4	医療薬学公開シンポジウム	5単位	5単位	2単位
5	フレッシャーズ・カンファランス	5単位	5単位	2単位
6	臨床研究セミナー	5単位	5単位	2単位
7	上記以外の日本医療薬学会が主催するセミナー	1単位/1時間		
8	日本医療薬学会が認定する他団体のセミナー	1単位/2時間		

※上記7は、本学会が認定したもの。

Q12：論文掲載・論文査読の単位の概要を知りたい。

A12：下記の通り。

学術論文の種類		筆頭著者	共同著者
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10単位	5単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20単位	10単位
3	医療薬学誌あるいはJPCHS誌の投稿論文査読 (1報につき、不採択であっても対象となる)		1単位

＜研修に関して＞

Q1：5年以上の研修歴はどのように証明したらよいのか？

A1：下記の2つの証明書が必要になります。

1. 薬物療法専門薬剤師研修施設長による在籍証明書（薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）に在籍して研修を行った場合は薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）の施設長による在籍証明書）

2. 上記に加えて、薬物療法専門薬剤師研修施設（基幹施設）に在籍する「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書（ただし、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が、薬物療法専門薬剤師の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできません。）

Q2：現在、薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）の認定を受けている。「医療薬学専門薬剤師」、「薬物療法専門薬剤師」が退職等により不在となった場合、薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）の認定取り消しを一定期間猶予してもらえるのか？

A2：「医療薬学専門薬剤師」、「薬物療法専門薬剤師」が退職した時点で研修が中断となり、研修施設の認定資格については、次の更新時まで（認定期間内）は研修施設の効力を失い、名簿から削除されるとともに、研修を行うことができません。ただし、認定期間内に指導薬剤師または専門薬剤師の在籍が認められれば、その時点から研修施設の有効性が復帰し、かつ名簿に再掲されます。また、研修も有効になります。

Q3：薬物療法専門薬剤師研修施設（基幹施設）との連携がなくなった場合、薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）はどの時点で取り消されるのか？

A3：連携がなくなった時点で研修が中断となります。

研修施設の認定資格については、次の更新時まで（認定期間内）は研修施設の効力を失い、名簿から削除されるとともに研修を行うことができません。ただし、認定期間内に連携研修の復活が認められれば、その時点から研修施設の有効性が復帰し、かつ名簿に再掲されます。また、研修も有効になります。

Q4：薬物療法専門薬剤師研修施設（基幹施設）の申請を検討している。薬物療法指導薬剤師以外の指導薬剤師でも薬物療法専門薬剤師研修施設（基幹施設）になることができるのか？

A4：「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」のいずれかの指導薬剤師の在籍で認められます。

Q5：薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）の申請を検討している。申請時には研修予定者がいないが、今後に備えて基幹施設の内諾を取得していれば認定を受けることが可能か？

A5：連携施設の新規認定は、基幹施設での連携研修の実施を前提に認定をすることになっており、薬物療法専門薬剤師認定制度規程細則 第12条には「「薬物療法専門薬剤師（連携施設）」を申請または更新する場合には、基幹施設との間で研修予定者の研修に係る具体的な実施計画を有していること」と記載されています。そのため研修予定者がいない場合には申請できません。

Q6：薬物療法専門薬剤師制度における、基幹施設で行われる研修ガイドラインに沿った「継続的な指導」とは、具体的に何回程度の指導が求められるのか？

A6：指導薬剤師は、月に1～2回程度以上対面指導あるいはWebを介した対面指導を行うことが求められます。

Q7：研修生に対して「継続的な指導」行いたいが、忙しい時にも対応できるようにメールを用いた指導を考えている。指導方法としてメールを用いても良いのでしょうか？

A7：対面指導あるいはWebを介した対面指導が求められます。メールのみでの指導は認められません。

Q8：現在、薬物療法専門薬剤師研修施設（基幹施設）の認定を受けている。今後連携研修者を受け入れるに際し、連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することはできるのか？

A8：グループ又は関連病院等間での連携研修については、連携研修料が不要となるケースも想定されます。基幹施設と連携施設間で合意があれば、連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することが可能です。

Q9：連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することができる場合、学会に支払う手数料についてはどうなるのか？

A9：連携研修料は、研修者1人あたり1年ごとに46,200円（消費税込）です。この内、学会手数料13,200円（消費税込）については無償とすることは出来ません。